

# 4月から 国保は県と町が共同で運営します！ ～国民健康保険制度改革のお知らせ～

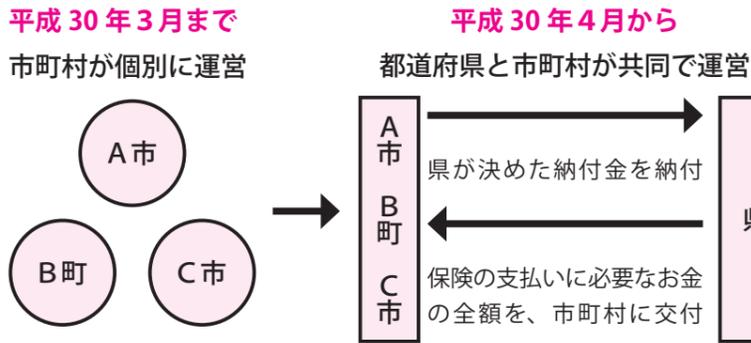
## Q. なぜ国保は変わるの？

**A.** 国保が抱える次の3つの問題を解消し、財政を安定化させ持続可能な制度にするためです。  
①加入者の年齢構成が高く、医療費が多くかかる。②低所得者が多い。③小規模保険者（市町村）が多く、財政が不安定。

## Q. なにが変わるの？

**A.** 県と市町村が共同で運営します。  
・県は、国保財政の責任主体となり中心的な役割を担います。  
・町は、国保の事業に必要なお金を納付金として県に納めます。  
・県は、保険の支払いに必要なお金の全額を、町に交付します。

**A.** 保険証と高齢受給者証が1枚のカードになります。  
・これまで、70～74歳の方には、保険証のほかに、「高齢受給者証」を交付していました。  
4月からは、保険証に高齢受給者証の内容を記載した、1枚のカードになります。



国保の財布が大きくなり、制度が安定するね。  
1年間の会費（納付金）を支払えば、町が保険の支払いに必要なお金は全額、県が交付してくれるから安心だね。

**A.** 同じ都道府県内の転居では、高額療養費の支給回数が引き継がれます。  
・過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合には、自己負担限度額（1か月に支払う上限額）が引き下げられます。これまでは、市町村単位で支給回数を管理していましたが、4月からは、同じ県内の転居であれば支給回数が引き継がれ、経済的負担が軽減されます。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
3月まで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
4月から	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目

同じ県内で転居 → ...該当月

## Q. 申請や届出の窓口は変わるの？

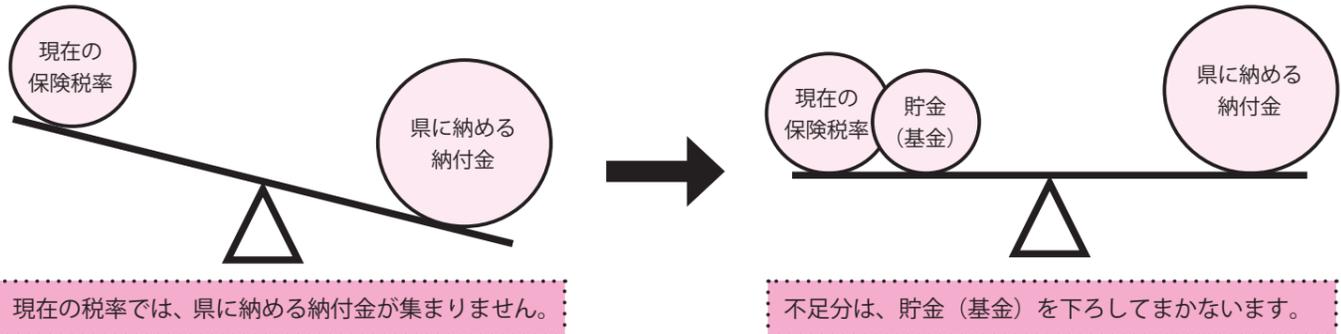
**A.** 申請や届出などの窓口は変わりません。  
・国保の加入や脱退の手続き、保険証の交付・再交付、保険税の課税や徴収、特定健診、人間ドック・脳ドックの助成申請などは、これまでどおり役場保険年金課で行います。



## Q. 保険税は変わるの？

**A.** 保険税は変わりません。  
・現在の税率で、県に納付金を納めるためには、一世帯当たり平均で年額約21,000円（※）が不足します。しかし当面は、この不足分を保険税の値上げではなく、加入者の負担軽減を図るため、これまで積み立ててきた貯金（基金）をおろして、県に納付金を納めることにしました。

※現在の税率と平成30年度納付金算定時に県が示した標準保険料率（参考税率）で課税した場合の差額

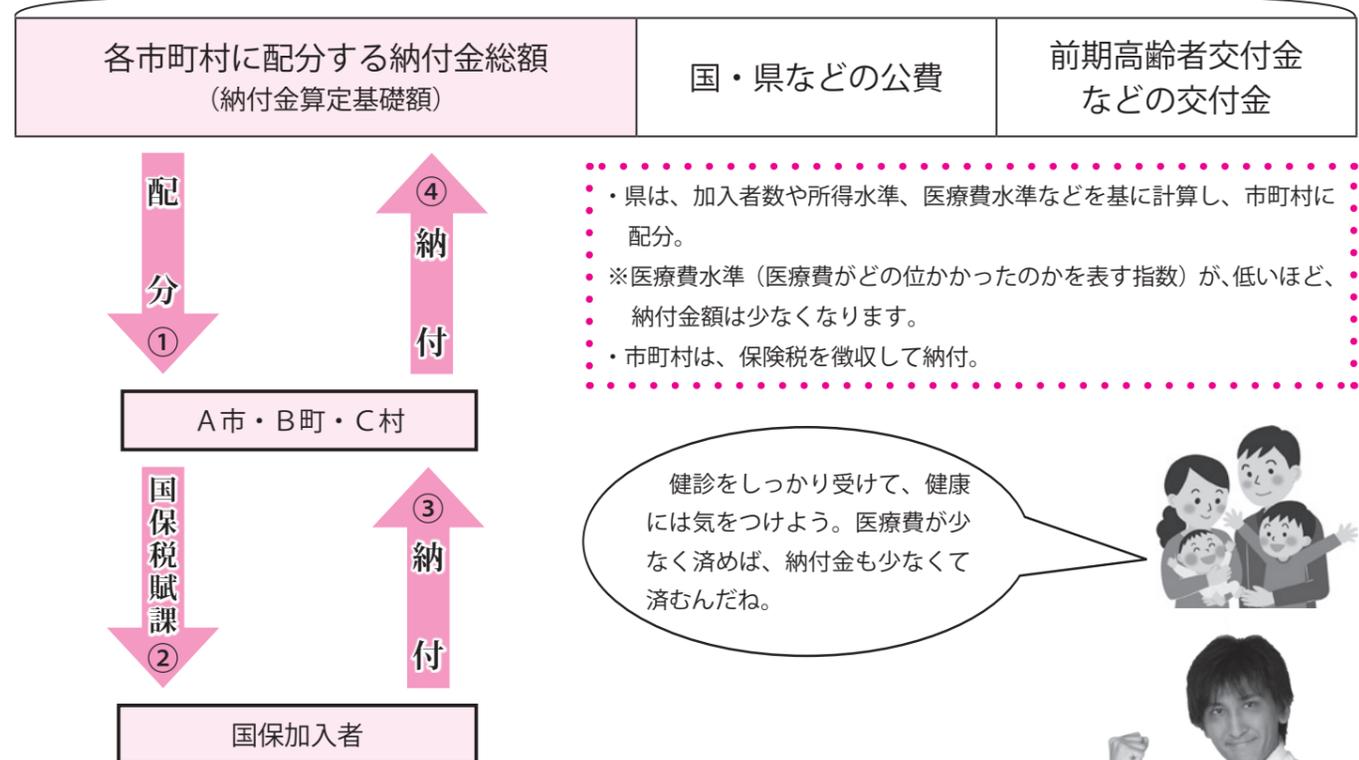


## Q. 県に納める納付金は、どのように決まるの？

**A.** 次のように、計算されます。  
・正式には、「国保事業費納付金」といいます。  
まず、県全体の保険の支払いなどに必要な総額の見込みを立てます。そこから、国・県などの公費や前期高齢者交付金などの交付金を差し引いた残りの部分を、市町村ごとに加入者数や所得水準、医療費水準などを考慮して納付金が配分されます。

## 納付金の計算方法

県全体の保険の支払いに必要な総額（県が試算）



・県は、加入者数や所得水準、医療費水準などを基に計算し、市町村に配分。  
・※医療費水準（医療費がどの位かかったのかを表す指数）が、低いほど、納付金額は少なくなります。  
・市町村は、保険税を徴収して納付。

健診をしっかり受けて、健康には気をつけよう。医療費が少なく済めば、納付金も少なくて済むんだね。

一人ひとりの医療費が少なくなればなるほど、県に納める納付金は少なくて済むようになります。あなたの健康と保険財政の健全化のために、しっかり健診を受けて早期発見・早期治療を心がけましょう。

問い合わせ先 役場保険年金課 国民健康保険係 ☎68-2211（内線248・255・256）

